

相模組 心の健康づくり推進計画

第1章 総則

(本計画の目的)

第1条 本計画は、当社規程「安全衛生管理規程」及び「ストレスチェック制度実施規程」に基づき、当社の心の健康づくり活動の具体的推進方法を定め、もって従業員の心の健康づくり及び活気ある職場づくりに取り組むためのものである。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は次のとおりとする。

1. 従業員
社員、嘱託、その他会社が雇用するすべての労働者をいう。
2. 各部門
経営本部、営業本部、建築事業本部、土木事業本部、住宅事業本部、統括管理本部及び
中信支店をいう。
3. 管理監督者
各部門の長をいう。

第2章 心の健康づくり活動方針

(心の健康づくりの目標)

第3条 従業員の心の健康は、従業員とその家族の幸福な生活のために、また、「経営方針」実現のためにも重要な課題であることを認識し、職場でのコミュニケーションの活性化などを含めた広い意味での心の健康づくりに取り組む。

(推進事項)

第4条 心の健康づくりのために、以下の事項を実施する。

1. 相談体制
管理監督者を含む従業員が、相談し易い相談窓口の設置など、心の健康に関する相談体制の充実を図る。
2. 教育・研修及び情報提供
従業員、管理監督者、職場内産業保健スタッフ及び人事労務部門がそれぞれの役割を理解し、状況に応じて適切な活動を推進できるように、情報提供及び教育・研修の計画的な実施を図る。
3. ストレス対策
従業員がストレスに気づいて対処できるように、また、職場環境等におけるストレスを減らすように、各種のストレス対策を実施する。
4. プライバシーの配慮
従業員が安心して活動に取り組めるよう、個人情報の秘密保持に十分配慮する。

第3章 心の健康づくり推進体制

(推進体制)

第5条 従業員、管理監督者、職場内産業保健スタッフ、安全衛生委員会の役割を、以下のとおりとする。

1. 従業員

従業員は、ストレスや心の健康について理解し、自分のストレスに適切に対処し、必要に応じてメンタルヘルス相談を利用すること。

2. 管理監督者（各部の長）

管理監督者は、職場の管理監督者として、職場環境等の改善を通じたストレスの軽減、部下からの相談への対応を行う。また、管理監督者自身も、必要に応じてメンタルヘルス相談を利用する。

3. 職場内産業保健スタッフ

管理監督者を含む、従業員の活動を支援する。

(1) 衛生管理者

衛生管理者は、産業医等の助言を得ながら、心の健康づくりに関する企画、立案、評価、改善、教育研修等の実施、関係者の連絡調整などの実務を担当し、職場の心の健康づくり活動を中心的に推進する。また、必要事項を社長に報告する。

(2) 産業医

- 1) 従業員、管理監督者からの相談への対応と保健指導
- 2) 外部医療機関との連絡
- 3) 就業上の配慮についての意見

(3) 総務部長（人事労務部門）

総務部長は、従業員、管理監督者からの相談があれば、その対応を行う。また、管理監督者だけでは対応が困難な問題（人事異動等）に対応し、労働時間等の改善及び適正配置を行う。

4. 安全衛生委員会

安全衛生委員会は、心の健康づくり計画の策定に関わる。また、計画どおりに心の健康づくりが進められているか評価を行い、継続的な活動を推進する。

第4章 問題点の把握及び職場外機関の活用

(職場環境改善等の把握と改善)

第6条 ストレスを軽減し、明るい職場づくりを推進するために、職場環境等の把握と改善を実施する。

1. 管理監督者による職場環境等の把握と改善

管理監督者は、日常の職場管理や従業員の意見聴取を通じて、当該職場のストレス要因を把握し、その改善に努める。

2. 職場内産業保健スタッフによる職場環境等の把握と改善

職場内産業保健スタッフは、必要に応じて「職業性ストレス簡易調査票」等を用いて、職場環境等を評価する。また、その結果をもとに、管理監督者に職場環境改善について助言し、その実行を支援する。

3. 安全衛生委員会による把握と改善

安全衛生委員会は、必要に応じて職業性ストレスの状況を調査・審議し、会社に職場環境等の改善について意見する。

(ストレスチェックの実施)

第7条 セルフケアの推進のため、「ストレスチェック制度実施規程」に基づき、ストレスチェックを実施する。

(教育研修・情報提供)

第8条 心の健康づくりの推進のために、関係者に対して教育研修を実施する。

1. 従業員向けの教育研修・情報提供

セルフケアを促進するため、管理監督者を含む全ての従業員に対して、教育研修・情報提供を行う。

2. 管理監督者への教育研修・情報提供

各部門のケアを促進するため、管理監督者に対して教育研修・情報提供を行う。

3. 職場内産業保健スタッフ等への教育研修・情報提供

職場内産業保健スタッフ等によるケアを促進するため、職場内産業保健スタッフに対して、職場外機関が実施する研修等への参加を含めて教育研修・情報提供の機会を設ける。職場内産業保健スタッフ等の職務に応じて、専門的な事項を含む教育研修、知識習得等の機会の提供を図る。

(心の健康に関する相談の実施)

第9条 従業員は必要に応じて、次の担当者にメンタルヘルス相談をすることができる。

1. 管理監督者（各部門の長）
2. 産業医
3. 総務部長

第5章 個人のプライバシーへの配慮

(プライバシーへの配慮)

第10条 職場環境等の評価のための調査を実施するにあたっては、個人のプライバシーの保護に留意する。また、従業員からの相談対応にあたった者は、そこで知り得た個人情報の取り扱いについては、関連する法令を遵守し、正当な理由なく他に漏らしてはならない。